平成２２年（フ）第２３０号
愛知県江南市布袋下山町南194番地１
破産者　中森　勇次
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県丹波市氷上町西中369番地１
破産者　小南美千代
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
兵庫県丹波市氷上町沼209番地３
破産者　芦田　文興
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第３４５号
広島市東区尾長東３丁目１番15―１号、開始決定時の住所広島市東区温品町171番地の１もみじマンション城ケ丘803号
破産者　山本　　誠
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４７５号
福岡県筑紫野市二日市北３丁目２番14―203号
破産者　橘　　賢治
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３号
秋田県大仙市大曲飯田町15番14号
破産者　櫻田大二郎
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第７５号
秋田県大仙市大曲花園町５番７号　髙橋方、旧住所秋田県仙北郡美郷町六郷字本道町41番地
破産者　最上　浩幸
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第８１号
秋田県仙北郡美郷町飯詰字北飯詰31番地
破産者　佐藤　研祐
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２３号
福島県伊達郡川俣町飯坂字米子田15番地13高野勝治方、住民票上の住所福島県伊達市梁川町山舟生字加老47番地１
破産者　幕田　弘幸
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
埼玉県熊谷市津田227番地
破産者　田口　宗司
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２２４号
長野県中野市大字岩船460番地１　堀米貸家、前住所長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4458番地
破産者　須田　　昇
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
福岡県久留米市諏訪野町14番地９
破産者　安藤　公一
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１７８号
熊本市健軍本町14番39―302号、開始決定時の住所熊本市出水２丁目１番３―902号
破産者　城　　雅昭
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１７号
熊本県八代市通町10番56号　201
破産者　山口いつ代（旧姓福山）
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９号
宮崎市清武町加納１―59　ベルヴィーユ清武410号、住民票上の住所宮崎市西高松町３番16号　ベルリード楠202号
破産者　江嶌　久大
１　決定年月日　平成22年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６３８２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目11番26号　シオン阿倍野1101号
破産者　ＢＡＲバール・ダダこと　中村　俊幸
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５１号
広島市南区宇品東７丁目10番２号
破産者　今井　芳雄
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２０号
北九州市小倉南区高野３丁目５番９号Ｅ―102、開始決定時の住所福岡市西区拾六町５丁目１番17―301号
破産者　林　みどり
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部